



とうべつ議会だより

おもな内容

- ▶議案審議 2~3
- ▶委員会報告 3
- ▶集中審議 4~6
- ▶一般質問 7~15
- ▶議員提案、請願・陳情 15
- ▶議会のうごき 16



議案審議

第3回定例会

中小屋スキーフィールド整備工事 補正予算など10議案可決

H8.6.18~21

並びに決算報告書
(原案承認)

□平成八年度財団法人当別町
畜産振興公社の事業計画書
並びに予算書
(原案承認)

第三回定例会が、平成八年六月十八日から二十一日まで開催され、補正予算など10議案が可決されました。

また、今回競売入札妨害事件について、町長より行政報告がなされ、その報告に対し集中審議がなされた。

(集中審議は、別ページに掲載)

□専決処分の承認

平成七年度当別町一般会計補正予算(第十号)は、財政調整基金積立金四千万円、減債基金積立金二千五百七十九万六千円等を増額し、歳入歳出予算総額が百十五億六千二百三十一万八千円とした専決処分が報告され、承認されました。

□専決処分の承認

地方税法の一部を改正する法律が、平成八年三月三十一日公布されたのに伴い、当別町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をした報告がされ、承認されました。

法律が、平成八年三月三十一日公布されたのに伴い、当別町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をした報告がされ、承認されました。

□平成八事業年度当別町土地開発公社の事業計画並びに予算に関する書類
(原案承認)

□平成八事業年度当別町土地開発公社の事業計画並びに予算に関する書類
(原案承認)

□平成八年度当別町一般会計補正予算(第一号)
北海道農業元気づくり事業補助金一千万円、新食糧法対

応生産流通体制確立事業補助金二千七百四十三万円、当別町中小屋スキーフィールド整備工事三千八百万円などを増額し、歳入歳出予算総額が百十四億六千四百七十八万円になりました。

□当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額賦課の基準額を改正するため、条例の一部を改正しました。

□財産の取得

土地取得契約を締結する提案がされ原案可決しました。

・目的 町営住宅春日団地建替事業用地

・所在地 当別町春日町八二番地二の内

・面積 九千七百三十三・五二m²

□当別公共下水道八号幹線(雨水)管渠布設工事第一工区請負契約

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

・方法 指名競争入札

・金額 二億七千四百四十万五千円

・相手方 宮永建設株式会社



□平成七年度財団法人当別町
畜産振興公社の事業報告書

議会人事
に湯浅俊一議員、学園都市線電化・複線化促進特別委員会議員が就任されました。
また、当別町農業委員会委員に、堀梅治議員、小武正寿議員、宮本勝議員、田畠富美男議員、泉亭俊彦議員が推薦されました。

委員会報告 第3回定例会

産業常任委員会

本委員会に付託された陳情について、平成8年4月22日委員会を開催し、町長、担当部課長の出席を求めて説明を聴取し、慎重に審議の結果、次のとおり報告する。

記

WTO協定改定、セーフガードの発動で地域農業と経済を守り発展させるための陳情書

いま世界的に食糧不足が深刻になっていながら、WTO協定や新食糧法の施行、さらには円高のもとで、日本は米をはじめ多くの農畜産物の輸入を増やしながら、国内では減反・生産調整の拡大を強いられています。

特に米については、WTO協定の実施とともに、輸入されるミニマム・アクセス米のために、生産調整面積や加工用米が配分されていますが、これは、「転作強化は行わない」という閣議了解にも反するものです。今でさえ世界最大の食糧輸入国である日本が、国民食糧をますます外国に依存することは、安全な食糧の安定的な供給を危うくするとともに、地域農業や地域経済をも崩壊しかねません。

このような事態を抜本的に改善し、国内農業生産を高めて、食糧自給率を向上させることは、国民の食糧と健康、地域農業を守るだけでなく、世界の食糧不足を解決する上でも大きな貢献となるものです。

米をはじめ農畜産物の輸入を自由化し、食品安全基準の緩和を義務づけているWTO協定は一刻も早く改定し、国民食糧の確保に国が責任をもつ体制を早急に作る必要があります。また、激増する農畜産物の輸入に対しては、WTO協定でも認められている緊急輸入制限（セーフガード）を今すぐ発動させることが、地域農業をまもるためにも緊急課題となっています。

よって、早急に意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成8年4月22日

当別町議会 議長 谷保 茂一様

産業常任委員会 委員長 田畠 富美男

当別大通整備促進審査特別委員会

本委員会は、平成7年5月26日、9月12日、平成8年2月22日、6月5日、委員会を開催し、町長、助役、担当部長、室長の出席を求めて説明を聴取し慎重審議の結果、次のとおり中間報告する。

記

当別大通整備基本計画の概要説明を受け、慎重に内容を検討した結果、本基本計画については、妥当と思われる所以関係官庁とも十分協議の上、関係する地域住民の協力を得られるよう努力し、早期事業化に向け最善の努力をすべきである。

以上、当別大通整備基本計画概要書を添付し、報告する。

平成8年6月5日

当別町議会 議長 谷保 茂一様

当別大通整備促進審査特別委員会
委員長 千葉 庄康

□当別町道路線認定

町道路線を認定する提案がされ原案可決しました。

- ・美里四号線
- ・美里五号線
- ・美里六号線
- ・美里七号線
- ・美里八号線
- ・榮町七号線
- ・太美西七丁目線
- ・当別新篠津線
- ・青山四番川四号線
- ・青山三番川一号線

□当別町道路線変更

町道路線を変更する提案がされ、原案可決しました。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 新 | 旧 | 田の沢線 |
| 上当別千三百七十番 | 西小川通二百二十二番 | 西小川通二百二十九番 |
| 材木沢千三百六十九番 | 地六〇西小川通二百二 | 西小川通二百二 |

□当別町道路線廃止

町道路線を廃止する提案がされ、原案可決しました。

- ・青山三番川一号線
- ・青山三番川二号線
- ・青山三番川三号線

□平成8年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算

管渠布設工事八百万円を増額し、歳入歳出予算総額が七千七百万円になりました。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 特別会計補正予算(第一号) | (第一号) |
| 前年度会計の精算による償還金、一般会計繰出金を補正するもので、七百六十五万二千円を増額し、歳入歳出予算総額が二十一億七千四百六十万二千円になりました。 | 管渠布設工事八百万円を増額し、歳入歳出予算総額が七千七百万円になりました。 |

□第九次治水事業五箇年計画における大幅な事業費の確保に関する意見書

（議員提案）

- | | |
|--------|---|
| ※可 | 決 |
| （議員提案） | |

□公的介護保障の確立に関する意見書

- | | |
|--------|---|
| ※可 | 決 |
| （議員提案） | |

- | | |
|------------------------|--------|
| □消費税5%への大増税の中止をもとめる意見書 | （議員提案） |
| ※可 | 決 |
| （議員提案） | |

競売入札妨害事件について 集中審議が行なわれる

第3回 定例会



行政報告

最初に、入札に係わる職員の不祥事につきまして、ご報告を申し上げますとともに、心から議員各位と町民の皆様に対し陳謝を申しあげます。

近藤前建設部長が去る四月十九日、北海道警察に競売入札妨害の容疑で逮捕され、五月十日、札幌地方検察厅により競売入札妨害の罪で起訴されました。その内容は、平成七年度春日団地建替工事（その一）の指名競争入札に関し、泰進建設を含む共同企業体に工事

六月十八日第三回定例会の初日に、競売入札妨害事件について、議会運営委員会等に於て協議をし、異例ではあるが真相解明について、集中審議をする事をし合させ、その中で冒頭町長より不祥事について陳謝が述べられ集中審議が行われました。

を落札させることを企図し、

同年八月十一日頃、泰進建設

当別営業所において、山本に對して入札書比較価格二億六千五百万円である旨を教示し、

二億六千四百五十万円で応札させて、同企業体に落札させ、もつて偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした

ものであるとの内容で、近藤部長を休職処分としたが、今後は公判、判決となり、その結果により顧問弁護士とも相談をしながら地方公務員法により懲戒処分をしなければならないと考えている。私も道義的責任を痛感しているので、近藤部長の裁判の結果を踏まえて私なりに責任のとり方を考えたいと思っている。

又、株式会社泰進建設を平成九年一月三十一日まで指名停止処分とした。なお、業務に支障のないよう、その後任人事として建設部長に田渕民生部長、民生部長に浜波税務課長、税務課長に芦野都市整備推進室長、都市整備推進室

もつて発令をしたので、ここに報告する。

又、現行の入札契約の手続き及び、その運用についての問題点の検索と、より一層の

透明性、競争性を確保すべく具体的な改善策を検討することを目的に、部課長十五名をもつて入札契約制度検討会を

五月七日に設置し、検討させていたが、五月十四日と六月十三日の二回にわたり中間報告があつたので、その内容について検討会の会長である、田渕建設部長より説明をさせた。初めて申し上げましたが、

今回の不祥事につきましては、議員各位と町民の皆様に多大なるご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げますと

ともに、この事件を厳しく受け止め、職員の綱紀粛正を厳正に行い、町民の皆様の信頼回復に努め、疑惑の招くことのないよう行政を進めてまいりますので御理解を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

主な質疑内容

泉亭議員 臨時議会を開催すべきではなかつたか。

町長 議会を招集する案件がなかつたので、議員協議会で報告した。

泉亭議員 行政全般で事情聴取されたのは何人で、誰が、どう言うことを聞かれたのか。

町長 私は、町長としての意見を聞かれた。

総務部長 職員については、私以下六名で、内容は、参考人として職務に関する意見を聞かれたと、報告を受けている。

報告をします。去る四月十七日、大腸潰瘍のため入院し、五月十七日札幌医科大学附属病院で手術を受けまして、その後の経過は順調に回復しておりますが、今議会には出席するまでには至つておりますので、報告を申し上げますとともに、よろしく御理解を賜りますようお願いを申します。

町長 応接室で、先ほど木村主幹を六月五日を

(5)

の報告の中で言つたような状況の報告があつた。

泉亭議員 本人は、新聞に書いてあるとおり、認めているのか。

町長 起訴を受ける時点では、そう言うふうに認めている。

泉亭議員 昨年九月に泰進建設について疑惑をただしたときには、不正はないと答弁をしました。

町長 今は、そのことについてどう考へておられるのか。

町長 昨年九月の質問は、共同企業体を組むのに当たつて、町が指示をしたという疑いであります。業者を呼んでお聞きし、そういう事実はないともらつた経過はあつた。

泉亭議員 泰進建設の誓約者は誰か。

川村(勇)議員 恐らく議員の誰もが見ていないとと思うので、警察に取りに行つても本審議中に提出願いたい。

泉亭議員 泰進建設の誓約者は誰か。

川村(勇)議員 誰もが見ていないとと思うので、警察に取りに行つても本審議中に提出願いたい。

泉亭議員 わざわざ誓約書をとつて、誰だつたかわからぬのか。誰が誓約者なのか、それを破られた自治体として

は、どうするのか。

堀議員 当時、誓約書は、議運で回り読みをし、資料として提出すべきか議論に諮つて議員の皆さんに配る必要はない」と判断し、又、どなたから

も、資料の要請もなかつたので、配らなかつた事実経過があり、町長部局が出さなかつたといつては、事実経過はない。

島田議員 先ほど、町長は、誓約書をとつて、不正はなかつたと答弁しているが、泰進建設が、この入札妨害に關係していた。その事実関係を

公事業の指名を停止する業者の指名について談合してい

た事実がわかつたといつて

ある町民から聞いたが、そ

うような事実がなかつたのか。

町長 九月議会で論議になつたのは、共同企業体を組むの

に町が業者に指示したのでは

ないかと、言つておられる

ことではないといつて

確認して誓約書を出してい

らつた経過である。

島田議員 私は、その誓約書を見ていないので、今議会中に見せていただけるよう特段の配慮を願いたい。

島田議員 私は、その誓約書を見ていないので、今議会中

に見せていただけるよう特段の配慮を願いたい。

総務部長 四月十九日、役場に家宅捜査が入つた。その責

任ある方に二回ほど電話でお絆縁があるので、理解願いたい。

泉亭議員 わざわざ誓約書をとつて、誰だつたかわからぬのか。誰が誓約者なのか、それを破られた自治体として

泉亭議員 最終決定権のない近藤部長が、一人で行つたものでなく、町、行政をコントロールするようなものが、それをさせたんではないかと、沢山の町民も思つておられる。

山の町民 助役が事情聴取されているうちに、平成五年頃、町会議員二人、それから町長と助役が二人、それから町長と助役が

公共事業の指名を停止する業者の指名について談合してい

た事実がわかつたといつて

ある町民から聞いたが、そ

うような事実がなかつたのか。

町長 そういう事実はない。

泉亭議員 泰進建設は、伊達町長に、なつてから急に当別

町の公共事業を受注するようになつたのはなぜか。又、町長は、泰進建設のどういう人

を知つておられるのか。

菊崎議員 町外の業者は、町並びに関係者に對して相当のお中元、お歳暮の攻勢があると情報を得ておられるが、町長自身、泰進建設からお歳暮等があつたか。

町長 泰進建設の山本君は、よく知つておられるが、それ以外の方は、ちよつとお会いした程度の対応である。又、泰進建設からの、お歳暮等の関係

ですが、私は受けていません。

泉亭議員 指名選考委員会はどういう運営されているの

か。特に、春日団地の場合、選考過程を、當時、委員であつた収入役から説明することを

あります。副委員長の私から答弁する。当時の関係書類は押収されているので、お答えできません。

総務部長 収入役は、一委員であり、副委員長の私から答弁する。

公事業の指名を停止する業者の指名について談合してい

た事実がわかつたといつて

ある町民から聞いたが、そ

うような事実がなかつたのか。

町長 退職をしたいといつて

の用事で職員が行かなければならぬのか。

職員が何人か行つておられるのか。

菊崎議員 今後、善処して、こういうことが起きないように真剣にやります。これが本当に話ではないのか、行政に対して。

町長 助役は、四月十七日に大腸潰瘍の為入院し、五月十七日、札幌医科大学病院で手術を受け、経過は順調であるが、六月定例会には、まだ出席できないと、又、泰進建設については、来年の一月まで指名停止措置をとつておられる。

林議員 個人のプライバシーの問題もあるが、情報を公開しなければならない立場の人

もいる。地方自治法により、この議会には調査権があるの

で、町民が疑問に思うことを

当然、ここに出すべきだと思

う。

泉亭議員 近藤君について、懲罰委員会が結論を出せないのはなぜか。

堀議員 地公法上、休職とい

いて処罰しなきやならないのではないか。

助役についても、腸の大手術をやつて、面会謝絶したんじゃないですか。明確にすべきだ。

又、道警以上に調べる権限が、当別町や我々議員にあるのか。

うのは、裁判の起訴された段階では、最高の懲罰をしたのではないか。私はそのように理解している。そのへんを明確に答弁願いたい。

総務部長 地方公務員法では、失格条項があり、この中では禁固刑以上に処せられた者となつてるので、裁判の推移を見てからでないと、处罚ができないというのが現況である。

泉亭議員 過去に企画部でも逮捕事件がありました。今回、教育委員会でも事件がありました。それは全部、裁判が終わつてから処分しましたか、処分について姿勢がその都度あいまいではないのか。

町長 地方公務員法の二十八条では、降任、免職、休職等となっており、刑事事件に関し起訴された場合は、休職扱いにと、はつきり言われていた。その後の処分については、刑事事件の内容について裁判所の判断を受けてから措置をしなければ軽々に、そういう措置をとることは、難しいといふふうに私は判断している。

泉亭議員 平成五年に町長当選直後に助役と部長などが当別建設協会の幹部役員のところへ行つていた事実がうかが

える。それ

は一体、何のために、何の指示で、誰が

行つたか。建設協会の役員の首のすぐかえ、役員の更迭を要求して

いたのだと

したら、行

政上、必要

だつたの

か。



春日団地建替工事現場

しく失つた

今、信頼回復のため

に、私は近藤部長に寛大であればあるほど、町長自

身は自分の

公約にかん

がみて、厳

しくなけれ

ばならない

し、引責辞

任に値するものと私は思う。

町長 私も道義的な責任を痛感しており、裁判の結果が出た時点で、責任の取り方についても考えていくたい。

柏樹議員 今回の事件は、個人的な問題なのか、あるいは、組織的ないろいろな背景や欠陥があつておきたのか。

川村(勇)議員 元総務部長の山本収入役が、総務部長在職中に町長の公印を不正に利用して公文書を偽造した事件が明らかになつたが、理事者として町長は応分のけじめを、つけなければいけないと思うが、どのように考えているか。

町長 その関係については前川村(勇)議員 退職金についても議会で十分審議された経過があり、ご存じのとおりだと

町長 構造的にも組織的にも問題があつたのかと言われる

と、あつたということにはならないが、今後、このような事件が生じないように職員の

綱紀肅正を厳正に行い、信頼回復のために努めたいと考えている。又、OBの天下りに

ついては、継続して改善策の中で検討しながら取り組んで

いきたいと思っている。

島田議員 私は、今までの質疑を聞いて組織的な、又、体質的な問題が、まだまだ残っていると実感している。議会

は、行政のチェック機関として、原因を究明し改善する必

要があると思う。そのためにも、百条調査特別委員会を設置して調査すべきと思うの

で、別途協議するよう議長に特段の計らいをお願いした

い。

川村(勇)議員 在職中に犯

った場合については、返還と

いうことはなつていない。

川村(勇)議員 在職中に犯

行行為があつたとしても、依頼

退職をしたことによつて退職

金を払つてあるとするなら

ば、返還も何も今のところは、

わからないと言うことで間違

いないか。

ついで遺憾だと思つてゐる。

川村(勇)議員 退職金については、どのような措置をされたのか。

総務部長 当時、山本総務部長については、依頼退職といふことで収入役に就任をし、収入役を退職するときも依頼してから事件が発覚をしてきたというような経緯である。

島田議員 在職中の犯罪について、有罪の判決が出た場合、その退職金の扱いはどうなるのか。返還を求めるのか。

総務部長 退職手当組合の關係の条例規則等に基づいてと

思うが、全道的に、後に発覚した場合については、返還と

いうことはなつていない。

川村(勇)議員 在職中に犯

行行為があつたとしても、依頼

退職をしたことによつて退職

金を払つてあるとするなら

ば、返還も何も今のところは、

わからないと言うことで間違

いないか。

総務部長 それが原因で依頼

退職という場合には、依頼の

手続きにならないと、一般的な解釈がある。山本収入役の

場合には、健康上の理由でや

めている。

泉亭議員 本当にあの関係に

獅子内地区の開発を急げ



泉亭 俊彦 議員

問 獅子内地区の開発時期は
答 獅子内地区の周辺が三
改めて質問をするので、今は一応、質問は保留とする。

第3回定例会

一般質問

町政執行に六議員が活発な論戦を展開



問 入札妨害の事件に関し、町長から行政報告があり、集中審議が行われたが、今だわからない点もいくつかある。泰進が急激に当別町の事業を受注する状態になつた理由、助役の動向の不可解な面、職員の処分についての基本的な考え方、指名委員会の内容等について、つまびらかに説明をしていない。町長、助役をはじめ、たくさんの職員が事務場全体で重大な雰囲気が流れていかない。今後、もしがれども新たな事態があつた場合には、改めて質問をするので、今回

問 開発行為に対する
答 指導体制は万全か

問 開発行為に正式に入る前
答 は、町内駐在区の周辺が三

十数ha、宅地用地として用途指定をされている。行政がきつちりとしたりードをしていかないと、新たな事態が起きるような懸念を私はしている。獅子内の開発行為は、いつ着工で、いつ完成するのか町の考えはどうか。

町長 めどとして五ヵ年を想定している。

建設部長 町長の補足答弁として、それぞれの行為者が町に協議しており、一定の協議がまとまってから完成までに五年は要すると想定している。

問 この地域の農家の人たちには、早く決定して早く土地の売買を済ませて、自分たちの次への生計を立てなければならぬと真剣に考えている。

どういう問題を、クリアしたら事前協議に入ることができて、本申請に入り許可を得るまでには、おおむね、どのくらいの日時を要するのか。

町長 クリアすべき点として農地法、国土法等であるが、農地法だけでも六ヵ月を要すると思われ、その他の法令の関係もあり相当の期間を要する」と考えている。

問 どういう低層住宅を目指すのか、又、一区画当たりの面積はどのくらいで、スウェーデン通りには、スウェーデン風の住宅を要求するのか。

町長 従来の開発行為もそうであったが、一般大衆的な宅地供給を考えている。又、一区画平均七十五坪を基本に考え、スウェーデン大通り沿線についての宅地は、起業者と

せをするが、その個々の打ち合わせ段階で行政の指針が、きつちりしていないと、いろいろ考え方の人が右往左往しているのではないか。それをどう整理するかは行政の大仕事だと思う。行政がリードしていくけるような、イメージプランぐらいは持っているのか。貫した指導が出来る体制になつているのか。

町長 第三次総合計画に基づき、用途地域を指定し良好な環境を守るために低層住宅専用地域と考え、これに沿つた形で指導を考えている。

問 どういう力していきたい。

町長 担当者段階の協議などで控えたいと思うが、あえて言うと、株式会社ホーム企画センター、日産建設株式会社札幌支店の二社である。



も相談の上、スウェーデン風の建築物の要請を考えている。農振を除外して用途区域に指定して、土地の価値が高くなつた所に公園用地を確保するのではなく地区外に広く考えるべきである。

町長 用途地域指定については、町内部土地利用検討委員会並びに政策調整会議で内部の意思決定をし、当別町都市計画審議会に諮問し答申を受けている。又、公園の整備計画については、現在西部地域の駐在員の方々とも協議をする予定であり早期着工に向けて適地の選定等、鋭意努めている。

この地域の開発規模は

全体で何戸で何人ぐらいの規模を想定しているのか。当然学校の問題、その他の社会施設の問題も関係しているが、どう計画しているのか。

活力ある地域づくりの為の行政改革について

後藤 正洋 議員



地方分権と行政改革

国内では中央、地方を問
わざ政府機関や自治体組織全
体の再編が叫ばれているが、
中央集権から地方分権へ護送
船団方式から相互補完へと移
行しようとしている。この分
権が目指すものとして、国の

町長 約二十九・五haのうち、区画数は約六百五十、人口にして千八百人程度が予想され、公共施設用地として必要なものは、協議の上、要請していきたいと考えている。

役割、地方の役割というものが、どうあるべきか、又、補助行政といわれるが、税制改革、補助金改革が各自治体にとってどうあるべきか。それらの地域がその方針をもつて明確にして行かなければならない段階に来ていると思うが、町長の考えを伺いたい。

町長 地方分権は国から地方へ単なる権限の付け替えではなく、自治体に権限を移すことにより、それぞれの自治体の行政としての特質が必然的に現れてくることに、分権の意味があると考える。各地方公共団体は、これまで以上に政策形成過程での住民参加と行政と住民の連携、協力による地域づくりと暮らしづくりに努める必要があると考える。

推進計画について、どう考えているのか。当別の将来を見据え、活き活きとした地域を創造するために、当別町が目指す行政改革について、その考え方を伺いたい。

町長 来るべき地方分権の時代に向け既存の行政制度、固定観念にとらわれることなく新たな視点に立って、町民の意思と要望を反映する中から事務を改善し、合理化するべく分析し、行政の効率化、簡素化を図り、町民との信頼関係の上に計画的かつ効果的に行政改革を進め、住民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある町づくりを進めたいと考

えている。又、行政改革の推進のため、町長を本部長とする行政改革推進本部や具體的な調査、検討を行うため課長職を中心とした行財政検討委員会を発足させ、認められ、議員を代表や有識者などによる、

当別町行政改革推進委員会を設置し、その意見を反映するとともに、その理解と協力を得ていきたいと考えている。

具体的重点事項について



当別町行政改革推進委員会風景

自治省が示した項目だけで、行政改革と言うのであるなら、行政事務執行のための行政改革にしかならない。町民が期待している行政改革とは、効率的、主体的行政システムを基盤として、何を目指すのか、当別の何を変えていくこうとしているの

議会を傍聴しましょう

定期会 年4回 3・6・9・12月
臨時会 隨時

(9)

か、この点だと思う。目に見えた変化がなく、将来に対する考え方も見えてこないというのであれば、町民の大きな期待を裏切ることにもなりかねないと考える。

町長 指摘の通り、自治省の示している重点六項目は、前回と比較して差異がないし、本町の行政改革の基本となる項目は変わるものではなく、社会経済情勢の変化に対応し、その時代、時代の住民の要望、要求に応えるため的具体的に実施できる施策の適正な選択を、いかにしていくかということが重要であると考えている。

情報の公開と町民参加

啓発、そして啓発された住民の参画による町づくり。この体制をつくつて行く事が、今回の改革の当面の目標であると思う。町長は、この事をどのように捕らえ、どう行政改革に反映させ、今後の町づくりと住民参加の係わりについて、具体的にどのようなものを目指しているのか考えを伺いたい。

町長の行政執行に当り第三次総合計画とあわせ懸案の課題について努力の成果を町民の方からの声を受けて申し上げたい。まず当別ダム建設について、各種補償に係わる調査に着手、悔いのない町づくりを目指して用途指定等の見直しに着手、西当別地区にコミュニティーセンター建設全校に給食実施、スウェーデン大oplasta及びスウェーデン大



小寺和昭議員

新介護システム公的介護保険制度の創設は慎重な対応を

かにするなど、行政手続制度の適正な運用につとめるとともに、町政の課題や、その時々の考え方などを町民に伝え、双方が情報を共有することによる分かりやすい町政と町民が政策形成過程で参加できるシステムなど、検討していくといふことを思ふ。

問 活き活きとした地域を創造するための行政改革であるならば、やはりそこには、行政としての明確な方向を見出すべきだと思う。他自治体との相違を明確にし、持てる特性を最大限に活用して独自の考え方や発想による運営をし、地域から情報を発信すべきだと思う。緑豊かな田園都市を目指す当別町として、行政自

体が、この事を強力に推進するという意思表示として、環境に優しい自治体づくりを目指すことを、今回の行政改革大綱に盛り込んではどうかと考へてある。町民と一緒に進もうといふ投げかけを、この改革を通じて行うことが大切であろうと考えるが、町長の考え方と、今後、当別町として何を発信して行

町長 うと考へてゐるのか伺いたい。
自然と調和した「住みよさ」「暮らしこよさ」を追求した、環境に優しい町づくりを関係機関団体をはじめ、府部内の横の連携とコミュニケーションケーションを一層強めるよう行政改革に反映させ、町民とともに緑豊かな田園都市の実現に向けて努力していく。

で、全国市長会、全国町村長会から介護保険制度試案に対する意見が出ていること、更に平成八年六月五日には全国市長会議から介護保険制度に慎重な論議を求める決議が行われている。しかし六月十日答



いたい。なお、関係部局は介護保険制度案大綱及び他制度の改正資料を十分熟知し、文教厚生常任委員会等の中で議論してはどうか。

町長 全国市長会や全国町村長会から、国民的な議論が不足していることや事業主体の市町村に対する行財政運営に多大な影響が予想されることから、慎重な審議を求める決議がされている。法案が審議されていないことから全体の内容が把握できることや、要綱案を基本として幾つかの懸案事項の解決を図りながら法案作成の検討を行うよう

なっているので、今後、法案が整理された時点で検討する。又、市町村の財政負担の問題については、道町村委会を通じ国に対し、十分な財政措置を講ずるよう要請していきた

い。

産業廃棄物等の

処理施設計画はあるのか

問 都市近郊の町として民間の産業廃棄物処理施設の建設についての事前協議等の例があるのか伺いたい。又、そういう施設が進出してくるとしたら町は、どう対応するのか伺いたい。

町長 平成七年度においては事前協議はない。又、本町には、高岡に産業廃棄物処理施設があり、現在のところ他に施設の設置については考えていない。

問 平成七年度、公害等の苦情件数と、それに対する対応と結果について伺いたい。又、窓口が明確になつているのかも併せて伺いたい。

町長 騒音についての苦情が一件あつた。この苦情は町道本通線の六軒町付近での大型車の通行に伴う騒音で、通過する大型車については、バイパスを迂回するよう指導し、その後、苦情は来ていない。

問 前段の小寺議員の方から競売入札妨害事件の教訓を生かして

苦情の窓口については、住民課となつている。

文化センターの

建設時期はいつか

問 建設を期待されている方々の貴重な寄附、基金が一億二千万円を越えているが、建設年次を樹立する時期であると思う。又、行政主導型にならないよう、町民参加を含め、建設に向けての準備検討

委員会的なものを設置する必要があると考えるが、どうか。教育長 町民等より寄せられた寄附金は、百三十三件で、町積立金も含め、一億二千七百八十四万四千二百六十円となっている。これら貴重なご厚意を十分生かし、芸術、文化活動に必要な拠点づくりの核となる施設として、建設場所の方向づけを急ぐとともに

町長に対する一定の評価の発言があつた。私も小寺議員が述べた、それぞれのことについても、加えて各町内会の費用その他も町長が公約実現のために努力した成果が、各町内会の運営費その他が、町費で賄われているという状況の中でも町民の評価の一つになつていていると聞いている。ただ、行政報告で集中審議された不祥事の件についても、町長は、この不祥事から教訓を学びとつて、参考人として意見を聴取された職員も含め

に、当別町第三次総合計画は、平成十三年までの計画で位置づけされており、建設に向けて、道、近隣市町村の先例地等への調査研究を行い、各関係機関と十分協議及び検討をしていきたい。

社会的弱者 子供や老人の幸せのための施設は

堀 梅治 議員



蕨岱小学校

求めていた。又、もし可能であれば、起訴されている近藤部長もその経験を生かして仕事に専念できるようなことを、私自身は個人的に心から願っている。これは嘆願書が三日間で千数百集まつたと聞いています。これは嘆願書が三日間で千数百集まつたと聞いています。

本会議の議事は議長が主宰し、地方自治法および会議規則等に定められた詳細な手続き、ルールに従つて運営され、会議の内容は会議録の形で記録されるほか、会議公開の原則から、原則として

用語の解説 本会議

全議員で構成する議会の会議のこと。議会には、この会議のほか、議員の一部をもつて構成する委員会と呼ばれる会議がある。議会としての権限、能力は本会議に認められるもので、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認、採択等は、この本会議で行わなければ、法的な効力は生じない。

委員会での議決等は、本会議の事件審議のための判断資料としての意味をもつに過ぎない。

本会議の議事は議長が主宰し、地方自治法および会議規則等に定められた詳細な手続き、ルールに従つて運営され、会議

の内容は会議録の形で記録されるほか、会議公開の原則から、原則として自由に傍聴できることとされている。

らも理解しなければならないと私自身に言い聞かせている心境である。町長の適切な決意と答弁をお願いする。

町長 今回の政治信条に反する不祥事が発生し、道義的責任を痛感しているが、今後もこの非常に厳しい教訓を生かし、私の政治信条を貫くことを改めて決意している。又、今回の事件に関し、私に対しても、けじめとして辞任すべきとの声も一部あるが、私の政治信条に基づき職責を全うし、市民の皆様の信頼を回復することが今、私に課せられた最大の責務と考えている。町民に対しても、さらに私の政治信条の徹底を図り職

員とともに、なお一層努力する所存である。

基幹産業である農業を

守り発展させる考えは

問 農業予算は、当別町が他の町村に大きく引きをとつているとは考えていない。むしろ先進をいつていると、これは篠津中央土地改良区、四力

町村あるが、先進的な役割、指導的な役割を果たしていることも承知している。

しかし、町長にさらに多くの予算を工夫し、農業に展望を見出せるような予算づけを、今後も続けていただきたいと思つてはいる。又、私どもの

ような予算づけをして欲しいと思つてはいる。又、私どもの予算を工夫し、農業に展望を見出せるような予算づけを、今後も続けていただきたいと思つてはいる。又、私どもの

湯浅俊一議員が、管内町村議会 議長会表彰を受賞



平成八年六月七日厚田村で開催された管内町村議会議員研修会の席上で、湯浅俊一議員が石狩支庁管内町村議長会表彰を受けました。

今回の表彰は、町議会議員として、十年以上在職し、地方自治の振興発展に寄与されたことによるものです。

党が五つの提案をしている。一、米価を最低二万円で保障して欲しい

力ある農業、農村を築くため努力する。

町長 人口増加は本町市街地及び、その周辺、また太美市街地を含めた周辺地区に集中していることから、農村地域の人口は依然として減少が続いているのが現状である。農

村地域の人口減少を食い止め

る必要性については、私も認

識している。しかし、現状か

ら見ると非常に難しい問題も

内蔵しているので、今後の課題としたい。

問 学校を統合して、南部地

域小学校をつくると、十億以

上のお金がかかる。実質的に

は、東里にも蕨岱にも川下に

も中小屋にも、六学級編成の

教室と施設がある。それを、

無駄にすることはない。

厚田村のトーメンという団

地は、一千万前後で土地や住

宅が買えるということで、人

口がふえている。業者といろ

い話をしたら当然、張りつ

くだろうと。ただ、あの地帯

の農振を解除してもらえる

かと言ふことである。道路の

両側、水管も走っているそ

のそばを両側二十戸ぐらいの

人口が張りついたら、学校が

有効に利用されるんではないかと思う。そういう地域に五

千萬や一億の金を投資して不

二、減反をふやすことはやめ、作りたい人に、米を作させてあげて欲しい三、農業経営が、ちゃんとできるよう後継者に援助をして欲しい四、中間山間地の問題も手がけて欲しい

五、WTOの政府側との問題等も含めて改定ができるようなことを国に要請して欲しい

問 私ども、蕨岱の小学校、保育所は、児童の減で悩んでいたい。

これについて、町長は、どんなふうに考えているのか伺って欲しい

問 学校を統合して、南部地

域小学校をつくると、十億以

上のお金がかかる。実質的に

は、東里にも蕨岱にも川下に

も中小屋にも、六学級編成の

教室と施設がある。それを、

無駄にすることはない。

厚田村のトーメンという団

地は、一千万前後で土地や住

宅が買えるということで、人

口がふえている。業者といろ

い話をしたら当然、張りつ

くだろうと。ただ、あの地帯

の農振を解除してもらえる

かと言ふことである。道路の

両側、水管も走っているそ

のそばを両側二十戸ぐらいの

人口が張りついたら、学校が

有効に利用されるんではないかと思う。そういう地域に五

千萬や一億の金を投資して不

情勢は、主要作物の作付制限、農産物価格の低迷、海外からの強い市場開放要求など、国内外の社会経済の大きな変動の中で困難性も増している。このような中で、本町においては後継者対策、地域特産物作物振興事業、農業構造改善事業、農業団体の育成、農業農村整備事業など、国、道に加え、町費補助事業を含め農業の維持発展に努めてきており、農業を守り発展させるため、農業団体と連携し、今後も新政策をできるだけ取り入れ、二十一世紀へ向けての活

町長に適切な答弁を求める。

このようにして、本町においては、ミニの住宅団地を構成するよう町長へ要望書を提出している。一極集中が災害に弱い、どれほど予算を投入しても救い切れない過密の状態というの、もう既に試験済みである。蕨岱、東裏、川下の学校や学校敷地を有効に利用することができますが、そこで潤うならば、私は、決して無駄な投資ではないと考えて、町長に適切な答弁を求める。

良債権になつて、町民から大きな非難の声が挙がるとは、私は考えたくない。その地域に住む人たちの立場に立つて後継者の不安を解消するためにも、大きな英断を發揮されよう、再度答弁を願いたい。

町長 地域の方々の願いを代表する貴重なご意見として、私も受けとめて、内部での政策調整会議等で検討させていきたい。

お年寄りの幸せのために

りをするのではないか。専別機者もいるというふうに聞いているので、まだ不足しているのではないか。本町にぜひ、老人ホームもつくって欲しい。又、憩いの家的な老人の施設を西当別にもつくって欲しいという声も充满している。町長は、お年寄りの人たちの意見に十分耳を傾けて、ゴールドプランの見直し等を含めて考えていただけないか、答弁を願いたい。

競売入札妨害事件について
企業体の組み方について
は、町長は不正はないと、答
弁をしているが、平成六年、
重原・泰進共同企業体のとき
に、近藤建設部長等々が競い
合って、重原がメインだとい
うことになつたと聞いてい
る。企業体の組み方について
は、行政が主導であつたこと



新興団地等に 住宅表示板の設置を

川村 勇議員

を示すものであるし、春日町は地工事のJVについても、誓約書等により操作をしたのは、行政であり、議会が要請したわけではない。しかも、その誓約書について私ども何回も資料請求をしたが、その資料提供すら得られなかつた。誓約書を見ていない私が、町長が立派な答弁をしようとも

町長 本町には特養と養護が設置され、それぞれ五十床定員となつており、現在、定員いっぱいの入所となつてゐる。待機者の現況は養護老人ホームについては、ほぼ入所申し込みしてすぐ入所できるが、特別養護老人ホームについては、現在八名の待機者がおり、入所までに六ヶ月から一年ぐらいかかるものと思われる。

なお、ゴーランドプランに基づく国、道の示す本町の特別養護老人ホームのベット数の

基準は、五十床未満となつてゐるが、急激な人口増が続いており、今後の高齢者人口の推移を見きわめながら、中期的な展望に立つて特別養護老人ホームの増設ができるよう、計画の見直しを検討してまいりたい。



も、それを全面信用するわけにはいかない。伊達町政になつてから泰進建設が急に当別の工事を請け負うようになった。いずれこのことは明白になるものと確信している。私どもは、議会人として町の行政のあり方について、厳しいチェックをしていかなければならぬ。

町長 これは最初の日の行政報告の中で論議をしたので、あえて、ここでは触れません。

住宅表示板の設置について

問　当別も二万人の大台を越

地造成が目立つて多くなった。団地等に入居される方たちは、札幌あるいは、都市近郊から生活を当別に求めて来られる方がたくさんいる。せっかく住まわれた人たちが近隣の人との交流もないために、訪ねて来た人に家を尋ねられても、同一の団地内に居住していても、その人の所住が、わからないという不便さがあるという住民の方の話もある。特に最近、目立つた傾向として、玄関をのぞき込む。これは、訪ねてきた家がわからぬので、確認するための行為であると思う。寒冷地向けの住宅ということとおり、表札が大変見づらいといふ、この住宅独自の影響があると思うが、玄関をのぞく不安があると訴えをされる。このことを聞いて、当別町の近郊、札幌市あるいは石狩町等々の団地を見て回つたこともある。住環境の密着した中で、不安があるとすれば、団地等の入口に表示板を設置すべきではないかと思う。その他、栄町団地、六軒町の近鉄ホーム等々のを見て回つたが、目には入らなかつた。地域住民の不便さを解消するた

めにも、ぜひ実施してもらいたいが、考えを伺いたい。又、例えば宅造業者に、この住宅表示板等々の作成を、お願ひできないのか。

町長 新しく本町に転居された方々を訪問する場合に、非常に不案内であると、私も感じている。一部の町内会においては、自主的に案内板等を設置されているが多くの団地では、いまだ不案内の部面もあるようだ。これらの対応については、昭和六十二年に当別町地域案内板設置補助金交付要綱などを制定しているので、実態を聞きながら対応し

ようと考えている。又、宅地業者に表示板の作成を義務づけすること等についての発言もあつたが、宅地造成の企業者に対し、申請段階において表示板の設置を要請することも検討していかなければならぬと考えている。

公園のベンチ設置・整備について

問 近隣の奥さんたちが、子供を連れて一番気軽に交流できる場所は公園や遊園地である。これらの施設には一定限度の遊具は整備されているようと思うが、ベンチが少ない。

中でベンチが一つもない遊園地もある。これらの設置について、設置または増備をする考があるか、その対応があれば伺いたい。又、遊園地に必ずある砂場の問題だが、どの施設を見ても砂が割と少なく、しかも雨か何かで、すつかり固まっているという状況があり、非常に遊びづらく、使いづらい状況になつていて、というのが大半である。特に犬や猫等のふん便による公害等も考え合わせると、その施設対応が大変難しいと思うが、皆さんが喜んで使えるような施設に整備をしてほし

いと思う。

町長 現在、面積の広い公園についてはベンチを設置し、小さな公園については設置していらない。小さな公園では、ベンチを設置することにより、子供の遊びの支障になることもあり得るのではないかと考えられる。したがつて、公園の規模等を勘案しながら検討をしようと考えている。又、砂場の砂が不足をしているところがあるということだが、既に調査をし草刈り等の整備と合わせ、砂の補充と砂のかたいところの解消に向けて対応するよう作業を進めていく。

石狩管内議員研修会

平成八年六月七日、厚田村総合センターで、HBC放送アナウンサー舟越ゆかり氏を講師に招き開催され、当別町から十五名の議員が参加しました。

北海道町村議員研修会 平成八年七月三日、札幌市北海道厚生年金会館で、白鷗大学教授、福岡政行氏と庄司経営開発事務所、庄司俊雄氏の二人を講師に招き開催され全道から、たくさんの議員が参加し、当別町からも十五名の議員が参加し見識を高めました。

競売入札妨害事件は組織的事件では？



島田 裕司 議員

競売入札妨害事件について
問 町長は、判決が出た時点
で自身自身を処分すると明言
しながら、昨日は、残された
在任期間を全うすると答弁し
ている。この事件が引責辞任
に値する重大な事件だと主張

している私にとって、再度ここで質問する。

近藤建設部長と山本元収入役が逮捕された後、何度も議員協議会等の中で臨時議会を開催し、一刻も早く不祥事に対し、町民に事実を報告する重大な事件だと主張

し陳謝するよう要請したが、町長は、そのことだけでは臨時議会を開けないといふばかりであった。二カ月がたつた今、六月定例会において、正式に議会の場で町民に対し謝罪したわけである。町民は、入札に関する一連の不祥事が、単に個人的事件ではなく、何か庁舎内部で組織的な、あるいは体質的な事件だったのではないかという疑念を持たせるような結果となつたのではないか。

又、助役においては、幾度か事情聴取されており、事件の二、三日前から入院し、さらには、町長自身も事情聴取

全道議会広報研修会

平成八年八月六日、札幌市第二水産ビルにおいて、道町村企画調査部和田雅

之氏を講師に招き、議会広報の編集方法等を研修しました。

書いてある。これは山本収入役が辞職したのは、健康上の理由でないことは明白である。結果的には職員の在任中の非行が今回、犯罪につながつたわけだが、町長は、その事件に対してどのような判断をするのか伺いたい。

町長 私の責任の取り方については、私の政治信条に基づき職責を全うし、町民の皆様の信頼を回復することが私に課せられた、現時点での最大の責務と考えている。

次に、山本元収入役の件ですが、議会に顛末書も含め緯、経過を報告、説明し了解をいただきたい。したがって、町民の方々にも一定のご理解をいただき上での対応をさせていただいたものと考えている。

問 山本元収入役が退職した理由を十八日、総務部長が答えた健康上の理由だということは、うそだったのかどうか、この辺、再度調べて答弁願いたい。疑惑が出ていたのにもかかわらず、健康上の理由といふことで依頼退職させたり、今回の競売入札妨害でも昨年の九月に、行政が業者に誓約書を書かせるという、いわば執行者という権限で業者を押さえつけたのではないか

という疑惑が持てる次第である。町長が本当に立派なトツブなら、ここで、みずから処分を明確にし、改めて引責辞任をすべきと考えるが、再度断をするのか伺いたい。

町長 山本収入役の関係については、経緯、経過を全部報告し、説明をして議会で了解をいただいている。既に説明をしているということで、理解願いたい。

又、引責辞任に値するという話しがあつたが、先ほどの答弁のように堀議員に答弁した姿で対応することが、私の最善の方法だと理解している。

総務部長 私が十八日に答弁した、山本元収入役の退職願い関係については、一身上の都合によるものだが、その内容は、当時、入院中であり、健康上も含まれていると、とらえている。

問 今回、犯罪として起訴されている状況で、退職金については、返還を要求するか、それについては、どのような対応をするか答弁願いたい。

は、退職手当組合等との関係もあるが、現状では返還を考えていなさい。

町長 今年度から平成十年度までの三ヵ年をかけ基本構想及び基本計画の策定を行い、平成十一年からの十ヵ年とし、目標年次を平成二十年度と考へている。したがって、第三次で実施で計画の中のスパンで考へているのか。

又、まだできていない都市計画におけるマスター・プランとの整合性はどうなのか。第三次にはなかつた新たな諮問機関などを設けるつもりがあるのか、第三次のやり残した部分は、どのような位置づけとなるのか伺いたい。

町長 町長は、今度の総合計画の最終目標年次の人口を、どのように盛り込んでいったのか。第三次で実施で計画の中に盛り込んでいたのか。

次に、都市計画のマスター・プランとの関係であるが、新計画に基づき策定することとなる。又、人口想定に係わる事項、本町の将来像については、今後、行う現況と課題の把握、住民アンケート調査、さらには町政懇話会を開催し、町民意向を十分把握した中からまとめあげ、総合計画審議会に諮問したいと考えており、これ以外の諮問機関の設置は考えていない。

次に、水の問題であるが、人口と水はリンクする要件であると十分認識している。

現在、進めている広域企業

ビジョンがあれば伺いたい。

町長 今年度から平成十年度までの三ヵ年をかけ基本構想及び基本計画の策定を行い、平成十一年から十ヵ年とし、目標年次を平成二十年度と考へている。したがって、第三次で実施で計画の中のスパンで考へているのか。

次に私がイメージとして抱いている本町の将来像は、都市と農村の調和のとれた、環境に優しい、また人に優しい町づくりをテーマとして今後も目指していきたいと考えている。

幼児教育についての考え方

問 町長は今後、幼児が増加予想される場合、町財政の面から負担のかからないというようなことで、積極的に私立幼稚園を選択していくのかどうか伺いたい。又、現在その地域から町立の二園に通っている父母、あるいは町外、札幌への私立幼稚園に通っている父母などへ、西当別地区に園している幼稚園への要望や、また現に、その地域で抱えている幼児教育に係わる調査、アンケートを当然行い、それらの意見も添付すべきである。今回、仮認可された幼稚園の建設予定地は良好であると言えるのか。又、年間、幾



開通が待たれる道央新道

らぐらいの予定になつてゐるのか伺いたい。

次に、現在、運行されているスクールバスの送迎箇所を増設すべきと考えるが、どうか。

町長 私立幼稚園の設置予定箇所の件だが、用途地域外に計画している周辺施設については、環境にふさわしい土地づくりを考えている。

教育長 仮称、西当別ルビー幼稚園、定員百四十名の規模の予定で、来年四月開園予定と伺っている。

町長 私立幼稚園の設置予定箇所の件だが、用途地域外に計画している周辺施設については、環境にふさわしい土地づくりを考えている。

次に、公立、私立幼稚園に対する町民意向調査等については、このような調査は実施していません。

次に、私立幼稚園の年間費用については、現在、計画の段階であり、経営状況にも触れるので公表はできない。

次に、幼稚園バスの停留所増設については、健康、安全

問題 今回の私立幼稚園の申請者と理事長予定者は誰なのか。それと、町長、教育長は、予定地を実際に見に行つたのかも伺いたい。

教育長 申請者、理事長予定者とも、宮本勝氏である。また、建設予定地については、

町長 参入自由化による競争能していくかどうか併せて、町長の考えを伺いたい。

道の駅について

問題 当別町には国道二七五号

線、三三七号線、国道道央新

道等に見られるように国道も

数本走つており、再整備ある

いは新設されようとしている

ことから、今こそ、道央圏の

バイパス拠点として、道の駅

制度を十分検討しながら、そ

の周辺の地域が活性化につな

がるような事業を今後、積極

的に行つてもらいたいと思

う。

町長 第三次総合計画の観光振興に観光情報センター、物産館等の建設事業計画もあり、歴史、文化、物産等、地域振興等に関する情報提供と交流の場として、道の駅事業

としての整備が必要と考へて

いる。これら事業実施には、

財政的な面からも今後さらに

検討をしながら進めたいと考

えている。

次に今後の町の幼稚園設置については、公立、私立を問わず、必要に応じ幼児教育充実のため対応したいと考えている。

と体力づくりの日常化を挙げ、家庭と協力して取り組んでいける。停留所に幼稚園があつたと仮定して、停留所まで保護者に送迎していただくことで理解を得てバスを運行している。

町長 私立幼稚園の予定地については、見に行つてている。道法の改正により見直されことになりましたが、法改正による、その効果と影響について、どのように考えているのか。又、本町の場合、指定業者が三社ということに、かんがみ、競争の原理が十分機能していくかどうか併せて、町長の考えを伺いたい。

道の駅について

問題 当別町には国道二七五号

線、三三七号線、国道道央新

道等に見られるように国道も

数本走つております。

私は新設されようとしている

ことから、今こそ、道央圏の

バイパス拠点として、道の駅

制度を十分検討しながら、そ

の周辺の地域が活性化につな

がるような事業を今後、積極

的に行つてもらいたいと思

う。

町長 第三次総合計画の観光振興に観光情報センター、物産館等の建設事業計画もあり、歴史、文化、物産等、地域振興等に関する情報提供と交流の場として、道の駅事業

としての整備が必要と考へて

いる。これら事業実施には、

財政的な面からも今後さらに

検討をしながら進めたいと考

えている。



小林議員が逝去

小林淳

一議員

歳は、六十八歳
かねてよ
り病気療

議員提案 第3回定例会

□第9次治水事業5箇年計画における大幅な事業費の確保に関する意見書

※可 決(満場一致) (意見書提出)

□公的介護保障の確立に関する意見書

※可 決(満場一致) (意見書提出)

□消費税5%への大増税の中止を求める意見書

※可 決(満場一致) (意見書提出)

請願・陳情 第3回定例会

[審査報告]

(文教厚生常任委員会)

□義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することから反対する請願書 (意見書提出)

請願団体

連合北海道当別地区連合会
北教組石狩支部当別支会
紹介議員

会長 小林 和歳
支会長 西館和佳夫
村上 弘志
宮本 勝

[審査付託]

(総務常任委員会)

□寒冷地福祉手当支給事業促進法(案)の制度化を求める請願書

請願団体

連合北海道当別地区連合会
紹介議員

会長 小林 和歳
村上 弘志
宮本 勝

議会のうごき

6・4	芽室町議会来庁	7・5	建設常任委員会
6・5	当別大通整備促進審査特別委員会	7・10	砂原町議会来庁
6・6	産業常任委員会	7・15	産業常任委員会
6・7	石狩管内議員研修会	7・19	清水町議会来庁
6・10	議会運営委員会	7・22	議会運営委員会
6・11	総務常任委員会	7・25	総務常任委員会
6・12	文教厚生常任委員会	7・31	文教厚生常任委員会
6・13	建設常任委員会	8・6	全道議会広報研修会
	学園都市線電化・複線化促進特別委員会	8・6～8	議会運営委員会道内所管事務調査
	議会運営委員会	8・12	議会広報特別委員会
6・18～21	第3回定例会	8・14	美深町議会来庁
6・24	青森県下田町議会来庁	8・19	総務常任委員会
6・27～28	意見書提出（東京）	8・21	士幌町議会来庁
7・1	砂川市議会来庁		議会広報特別委員会
7・3	北海道町村議会議員研修会		
8・30	産業常任委員会		

あとがき

本号は、六月議会の集中審議、一般質問を中心編集しております。

今回の集中審議は、四月十九日、競売入札妨害の容疑で職員が逮捕された事件について、町長が行政報告で陳謝し、それに基づき八議員が質問に立ち、再発防止へ向け、事実関係の究明を行いました。今後も議会として、一日も早い信頼回復に努めておりますので、ご意見等をお寄せください。

皆様方と共に、まちづくりを考え、行動したいと思います。